

報告第 1 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 0 年 6 月 1 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成20年4月24日	62,131円		平成20年2月16日、区が設置している放置自転車警告看板が、本来の設置場所ではない足立区千住仲町41番先の歩道に立てかけられていたところ、これが風に飛ばされ、相手方に当たり打撲傷を負わせた。
平成20年5月20日	180,406円		平成18年11月8日午前9時頃、 保育園の砂場で遊んでいた園児が、同じく園児である相手方と遊具の取り合いになり、鼻に噛みついて傷跡の残る怪我を負わせた。